

## Marriage and Divorce in the Middle Ages : Faithfulness and the Kyogen World

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2018-05-23 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 高松, 百香 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://mu.repo.nii.ac.jp/records/814">https://mu.repo.nii.ac.jp/records/814</a>

# 中世の結婚と離婚

— 史実と狂言の世界 —

高松 百香

## はじめに

本稿は、二〇一七年八月三日に開催された武蔵野大学能楽資料センター公開講座において、筆者が講演した内容を文章化するものです。当日の講演内容に、少々専門的な解説を補足しつつ、中世の結婚・離婚について、狂言に注目しながら述べたく思います。

筆者はあいにく能・狂言に詳しくはないのですが、古代・中世女性史を専門としております。講演に際しては、狂言を鑑賞する上で必要な知識としての、当時の結婚に関する実態を解説してほしいという依頼をいただきました。日本の女性史において、家族や婚姻形態は初発

の問題関心であり、そして中心的課題です。また、狂言の成立は中世後期、室町時代あたりとされていますが、この時代は婚姻形態の変遷において重要な時期と重なっているようです。

狂言には「聾女狂言<sup>①</sup>」という分類があるほどに、婚姻関係の話題は演目の中で取りあげられることが多いのですが、それでは狂言で描かれる婚姻は歴史の実態をどの程度反映しているものなのでしょうか。以下、おつきあいください。

## 一、中世の結婚

### 1. 婚姻の研究と日本女性史

先に述べましたように、日本女性史の重要課題として婚姻形態の研究があります。というよりは、日本における女性史は、高群逸枝<sup>2)</sup>による家族・婚姻の歴史的展開に対する研究から実質的に始まったとすら言えます。

能・狂言に関心のある方にとってはさほどの知名度はないかもしれませんが、歴史学において高群逸枝の『婚姻の研究』などによる婚姻および居住形態の変遷に関する研究成果は大きく、現在にいたるまで批判的に継承をされています。批判的継承とは、大筋においては説得的であるものの、細部にあたっては訂正の必要があるという意味でありまして、否定的意味ではありません。大まかではありますが、高群が抽出し、現在に至るまで議論されてきた、婚姻形態の歴史的推移を紹介します。

「古代」対偶婚<sup>3)</sup>、平安時代以降の単婚への移行

「平安時代」妻問い・通い婚を経ての聳取婚（＝招婚）<sup>4)</sup>、妻方居住

「鎌倉時代」嫁取婚の増加、妻方居住と夫方居住の併存

「室町時代」嫁取婚・嫁入婚の一般化、夫方居住の主流化

高群の主張は、嫁取婚とそれに伴う夫方居住が、歴史上における女性の地位の低下を決定的にしたという点にありました。単なる婚姻や居住形態の変遷を追っただけの研究ではありません。しかし、狂言が成立したという室町時代が、奇しくも日本における婚姻形態が嫁取婚および夫方居住に決した時期と重なることは、大変興味深いものがあります。

### 2. 婚姻形態の変遷

さてこの聳取・嫁取という結婚形態はいかなるものであったのでしょうか。われわれが現在「お簪さん」という言葉を使用する場合、結婚する男女において、新郎が新婦の家の戸籍に入り姓を変え、場合によっては新婦家族と同居する状況が浮かびます。「お嫁さん」はその逆です。しかし、中世においては、男性も女性も結婚後に

姓が変わることはありません。源頼朝の正妻は北条政子ですが、源政子などと名乗ったり署名したりはしません。足利義政の正妻日野富子もしかりです。また管見の限り、台所までも共有する完全二世代同居は、中世を通じてどの身分層でも確認できないのです。結婚とその後  
の家族の生活形態自体が、現在とはかなり異なっていました。

まずは、平安時代の貴族の婚姻形態研究が現在盛んですので、その成果から紹介したいと思います。

### (1) 掣取婚の時代

平安時代における結婚の開始は、男性が気に入った女性、もしくは、女性の親の許可を得て男性が女性のもとに夜に通う「妻問婚」、つまり通い婚です。貴族身分であれば、これは親の目を盗んでというわけにはいきません。親が納得して許可した男性が、娘のもとに通ってくることがあります。<sup>4</sup>夜中、娘のもとに訪問してきた男性は、日が昇る前に退出するのがルールで、これをまずは三日間続けます。妻の父が、掣の靴を抱いて寝たり、三日目の夜には餅を振る舞って結婚を世間に公表する「三

日夜餅」という風習があったりしたことも、物語などの史料に散見されます。

この妻問婚をしばらく続けたのち、同居が始まりますが、これは妻の実家での生活となります。掣は日常の生活の世話を妻の家族から受けますが、この同居形態がずっと続くわけではありません。家主である妻の両親が退去し娘夫婦に家を明け渡したり、妻の実家もしくは夫自身が用意した新居に若夫婦が住んだりしますが、これを研究上は「妻方居住を経ての新処居住」と呼びます。

同じ家に二世代が暮らすことは避けるべきこととされていきましたので、期間限定の同居といっても別棟でした。余談ですが、平安時代において、新郎の両親と新婦が同じ屋根の下で暮らすことは一生ありえませんでしたので、いわゆる同居に起因する「嫁姑問題」は存在しなかったのです。なお、掣は妻の家族に完全に包摂されるわけではなく、相続や地位の継承などは、掣自身の実家との結びつきが強く固まりました。

住まいをどちらが用意するかが大きな問題なのですが、日本社会は母系が強く、平安時代までは、息子がい

でも家屋の相続人は娘でした。娘は髻を取ること、親の邸宅を継承することにもなったのです。

## (2) 髻取婚から嫁取婚へ

それでは、髻取婚から嫁取婚への移行期である鎌倉時代初期についてみてみましょう。嫁取婚は、この時代の武士階級からはじまって貴族階級にも普及したと考えられています。この過渡期をよく表す史料として、当時撰政であった九条兼実の日記『玉葉』建久二年(一一九二)六月二日条(史料①)があげられます。史料原文は文末に掲載しますので、興味のある方は御覧ください。

さてこの史料からは、兼実の息子である良経が、一条能保(源頼朝の妻の実兄)の娘と婚姻する予定であったものの、良経が髻として先方に迎えられる髻入婚とした兼実と、髻を住まわす家がないために嫁取婚にしてくれと頼む能保・頼朝とのやりとりが確認できます。この史料では近年の嫁取婚を「不快」と唾棄する兼実の主張が印象的です。兼実は、狭い上に能保の妻の喪が明けたばかりという事情がある一条家の本宅でかまわないから良経を髻取るように迫っています。東国の風習など知っ

たことではない、嫁取婚は断固拒否するぞ!という、先例故実を重んじる兼実らしい態度とされています。

一方、嫁取婚を主張する頼朝は、新婦となる娘の伯父ですが、撰閥家子息との婚姻にあたっては、身分の低い一条家の娘の立場を保障する父代わりの存在です。兼実自身が撰閥家の庶子であり、平氏政権を武力で打倒し鎌倉幕府を開いた頼朝のおかげで思いがけず撰政になれたという経緯がありましたので、嫡子である良経の妻に、頼朝の養女的存在の娘を迎えることを承知したのです。

嫁取婚は東国の武士層から始まったとされていますが、頼朝はもともと都で貴人に仕える武士・源氏の棟梁の嫡男です。都の常識を知らない田舎武士ではありません。それでもこの時期、朝廷における頼朝の地位は「前右近衛大将」、つまりは無官です。この翌年、征夷大将軍となりますが、撰政である兼実とは、権勢とは別に、どこまでも身分に雲泥の差がありました。

この身分差が、婚姻に対する頼朝と兼実の意見の相違に反映しているとも言われています。頼朝は娘を「進上」という語を使っています。家格や財力が婚姻の

方式を決めるといふ要素になっていたのです。また鎌倉時代の婚姻語の研究から、賀でも嫁でも、婚姻という性を愛を伴う移動に対して「嫁す」という動詞を使うことがわかっています。男が女に「嫁す」とも言った時代なのです。

こういった鎌倉初期の史料からは、単に兼実が古くて頼朝が新しい価値観を持っているというわけではなく、頼朝なりの上位者への敬意が、この騒動に影響していると考えられるべきと言われています。

次に、鎌倉時代中期の史料をみていきましょう。九条道家、これは先述の兼実の孫に当たる人物ですが、道家の日記『玉蘂』嘉禎三年（一二三七）正月十四日条（史料②）には、撰関家の子女同士、左大臣近衛兼経（前関白家実嫡子）と九条仁子（撰政道家二女）の婚姻当日の記事があります。この史料と、『葉黄記』（葉室高嗣へのち改名し定嗣）の日記）の同日条（史料③）を併せて読みますと、婚姻とはこれまで「執婚の礼」、つまり賀取婚が通例だったが、近年の撰関家の婚姻ではこの方式での不快・不幸な先例が続いているため、仁子が

近衛邸へ「御渡り」、つまり嫁入り行列をして近衛家に嫁いだことが明らかとなります。実父である道家は、一条室町の路地で行列を密かに見守りました。新郎の親である家実夫婦は別宅へ転居し、嫁取・夫方居住が開始されました。ここにきて、先例故実を最も重視する撰関家同士の婚姻でも、嫁取婚が選択される時代となったことがわかります。

### （3）嫁取婚の時代へ

室町時代以降、嫁取婚・嫁入婚が主流になりました。これは貴族・武士階級においては史料的に確認できる実態ですが、庶民レベルの婚姻史料はほとんど残っていません。むしろ、狂言に残された婚姻の描写が歴史資料としても貴重で、歴史学においても狂言台本を史料として使っている研究者が多くいらっしゃいます。

なお、史料上は「嫁入」と「嫁取」という文言がみえますが、費用負担の主体がどちらによって使い分けるのが基本であり、新郎の家が費用負担する婚姻は「嫁取」、新婦の家が費用負担する場合は「嫁入」と言われています。ただ、これはあくまで主催者周辺にしかわから

ないことであって、他人の結婚を自分の日記などに記す場合に、正確に書き分けられたわけではなさそうです。

嫁取婚における居住形態ですが、まず公家に関して、経済状況の悪化から、中世後期には同一敷地別棟時には同棟での二世代同居も見られるようになります。ただし台所は別でした。武家邸宅の復元でも、一棟にかなりが複数存在したとされていますので、食事までもにする同一家屋二世代同居は、まだ一般的とはいいがたい状況だったと考えられます。

ともあれ、高群が重視した嫁取婚と夫方居住がほぼすべての階層で浸透したのが室町時代です。この先、江戸時代にさらに展開していく女性の地位の歴史的低下の要因が、この室町時代に確認できるということになります。

### 3. 儀式としての掣入の意味

さて、狂言の台本では、婚姻生活そのものよりも、「掣入」の儀式が目ざれていることが多いことがわかります。例えば、「二人袴」では、すでに結婚生活を開始している掣（新郎）が、はじめて嫁の実家に挨拶に行

き、舅に対面し杯を交わす掣入儀式に向かうことになったのですが、恥ずかしいので実父に同行してもらいます。父も舅と対面する羽目になってしまふけれど、よそ行きの袴が掣が着用している一着しかありません。よって、袴を前後半身に分けて、父と新郎がそれぞれ前掛けのように着け、袴を着している風を装いました。舅に所望された舞の最中、後ろを振り向けないことによる滑稽なしぐさが見所の演目です。

この他にも狂言には、結婚生活開始後の掣入儀式に関する演目がありますので、一見、庶民レベルでは掣入婚が続いていたのかと思ってしまうますが、そうではありません。婚姻関係がスタートし、夫方（夫の実家か、夫の実家の所有する家）における妻の同居が始まって以後に、吉日を選んで、妻の実家で掣入りする儀式が行われるという順番なのです。

庶民層においてはどうやら、嫁取婚が主流となった室町時代においても、儀式としての掣入は継続していたようです。実際にはこの時期、嫁入り行列もかなり華やかに行われていたものの、狂言の作り手・演じ手は男性と

いうことで、習入儀式の方が狂言の題材になりやすかったといわれています。

ただ、歴史学の立場から、この狂言における習入への注目に関して、もう少し考察をしたいと思います。婚姻の事実が確定してから、あらためて儀礼を行い、世間に公表する。現在では、いわゆる「できちゃった婚」(授かり婚などのソフトな表現が推奨されてはいますが)で、子連れで結婚式を行うことも珍しくありませんが、室町時代の庶民も、まずは婚姻の実態を獲得することが大事で、形式的な儀式はあとから行ったのではないかと考えられます。でも、儀式を行うこと自体に意味があったと考えてみたいのです。

と云いますのも、近年の歴史学研究では、中世の庶民層では、必ずしも皆結婚するわけではなく、独身を通さざるを得ない男女が相当数、存在したことがわかってきました。また、習が皆平和的な存在であったわけでもなく、暴力的な習がいたことも指摘されています。以下、事例をみてみましょう。

鎌倉幕府の法令集である「御成敗式目」四一条第二規

定には、下人男女の性愛関係の結果、子どもが生まれても、男児が産まれたら父親に、女児なら母親にその所属が配分される「子分け」という制度があったことがわかっています。下人身分の人々は、「夫婦と子ども」という家族を形成できないことが多々ありました。

また、「従者習」という文言が鎌倉中期の史料に見えますが、ここには「田舎の習い、従者習においては召仕うものなり」と書かれています。主人に性を管理されていた下人身分の女性のもとに通ってきて習となった男性5 従者習は、下女の主人が召し使ってもよいというのがこの地域のルールだ、という意味です。この場合の習の身分は下人ばかりではなく、自立した身分の男性にも当てはまるようです。説経節「さんせう太夫」(安寿と厨子王)の一場面にも、国司である厨子王が、姉の安寿を酷使した領主に対して、「自分をその下女の従者習にしてはいかがか。お前にとつてよい話だぞ」とだまそうとする台詞があることから推定されます。

さらに、「押入習」という存在も鎌倉時代中期で確認されているのですが、これは女性や女性の親の承諾な



く、一種の性暴力のあげく、聳として居座ったり権利を主張したりする悪しき聳の事例です。たちが悪い領主の息子が、支配下の女性のもとに聳として押しかけ、待遇されようとした事例があり、これを厳しく禁ずる命令文書が残されています。禁じるということは、禁じる必要が発生するほど、多くの事例があったことの証左です。

戦国期の「今川仮名目録」第七条には、主人に届け出ずに下女に通った男性は殺されても仕方がない、ともあります。中世とは婚姻によって、社会的身分が低下したり、殺されたりする事態すらあった時代なのです。

このような史料を見ていると暗い気持ちになります。この時代においても悪い聳ばかりではなかったことが、狂言の中で確認できることは救われます。狂言の世界の聳たちは、いろいろとヘマをやらかしたり、離婚の危機にさらされたりすることもあります。聳は基本的に歓迎される存在であったようです。娘の幸せを願う舅たちは、多少のヘマをやらかす聳に寛容で、わざと勝負に負けてくれたりもしています。

儀式として注目される聳人は中世を通じて続きます。

それは狂言という、笑いと祝賀の芸能という趣旨に合った題材だったでしょう。そして、その背景には、世間に祝福される結婚ができる庶民ばかりではなかったという歴史的事実がありました。歴史資料と狂言、どちらにも目を配ることで、見えてくるものがあるのです。

## 二、中世の離婚・再婚

ここまでは結婚についてみてきましたが、結婚には離婚、そして再婚という展開もついてくるものです。日本においては、中世にいたるまで、離婚・再婚はかなり多かったことが確認されています。通時的に確認しましょう。

### 1. 平安時代の離婚・再婚

まず、平安時代の離婚とは、そもそも結婚形態が妻間い・通いを前提としていたために、女性のもとに男性が通わなくなると実質的な離婚となりました。この結びつきは割合とゆるやかで、生涯何度も結婚・離婚を繰り返す男女が多かったのです。意外かもしれませんが、『枕草子』で有名な才氣あふれる宮廷の女房・清少納言も少

なくとも生涯二回は結婚し、それぞれの相手と子どもを儲けたことがわかっています。

貴族男性は複数の婚姻関係を結ぶため「一夫多妻」、正確には、この時期「正妻」の身分がその他の女性に比べてはるかに高いとされますので、「一夫一妻多妾」という状況になります。女性からすれば、正妻格に据えてくれる夫ならばともかく、「妾」や「召人」という扱いで妻問いが枯れようものならば離婚し、次の相手を見つけるのが良しとされた時代です。

また、結婚している女性が出家することは、事実上の離婚でした。性愛関係の断絶を宣言することになるからです。『源氏物語』の中では、光源氏の正妻となった皇女・女三宮が、柏木との密通により薫を出産し、夫である光源氏と不和になり、出家しました。これはこの物語を読んだ当時の人々からすれば、女三宮からの離婚宣言であることは明白だったのです。

余談ですが、「一夫多妻」の話をすると、私が教えている男子学生さんなどは最初は「いいなあ」と思うようです。でも実際は権力のある一握りの男性が複数の女性

を確保するため、その他の男性はたったひとりの相手すら確保しづらくなるというのが一夫多妻という制度なのだと言明すると、彼らのはがっかりします。『源氏物語』の光源氏すらうまくいかなかったように、一夫多妻を乗り越えられる貴族が当たり前であったわけではなく、藤原綱母による『蜻蛉日記』で不誠実をなじられる夫の藤原兼家のごとく、女性達は決して一夫多妻に甘んじていたわけではないことを強調しておきます。

## 2. 鎌倉時代の離婚・再婚

次は鎌倉時代における離婚に関して述べます。無住という僧侶がまとめた『沙石集』という鎌倉時代の仏教説話集には、いくつか当時の離婚について触れている話があります。第七―「嫉妬ノ心無キ人ノ事」(史料④)では、遠江国(現在の静岡県)での話として、夫に離婚を言い渡された妻が、まさに馬に乗って去ろうとしている場面において、夫が「離婚され追い出される妻は、家中の物を好きにだけ持ち出すのが世の習いなので、取っていくがよい」と声をかけます。しかし妻は

「あなたほどの大事な人を捨てて行く私に、これ以上何か欲しい物などあるでしょうか」と答え、まるで嫌みのない微笑みを浮かべました。この妻の様子をみた夫は愛情を取り戻し、結局この夫婦は死ぬまで添い遂げた、という話です。離婚は夫に決定権があるものの、財産分与は妻の希望が通ったという当時の様子がうかがえます。妻が無一文で背中を蹴られて追い出されるような一方的な離婚ではありません。

また、離婚決定権ですが、夫側のみに認められていたわけでもなさそうです。同じ『沙石集』の第七十一「無情ノ俗ノ事」〔史料⑤〕には、奥州の百姓夫婦の離婚が描かれています。この夫はあまりにケチで欲深く、妻子に対しても情けをかけることがありませんでした。妻は幼い子を連れて何度も逃げ出しましたが、そのたびに夫に捕らえられ戻されてきました。あるとき、妻は子連れで地頭（地域の支配者）のもとに行き、「夫があまりに無慈悲なので、地頭さまに離婚の命令を下していただきたいのです」と頼みます。地頭は、「夫が妻を離婚することはあっても、妻が夫を離婚するとは何事あつ

てのことか」と問います。妻は、「あまりに多くの問題があるので一つだけ申し上げますと、先日、川から大きな鮎を三十四匹ばかり夫が獲ってきたので、少しは煮て、残りは鮎にすることにしましたが、この子が泣いて煮鮎をくれと頼んだのに、まだ煮えないと言いながら自分だけ試食を繰り返して、結局この子には一口もくれませんでした。もちろん私にもです。では、鮎鮎はどうかと言いますと、これもまだ熟していないと言って、結局自分だけで食べました。一事が万事このようなことばかりです」と説明しました。地頭が夫に確認したところ、妻の言い分を認めましたので、地頭はこの夫を領地から追放することにしました。そして、こんな夫といままで連れ添った妻は情深いということで、税を一部免除して、今まで通り暮らせることにしたそうです。

この説話からは、鎌倉時代において、離婚申し立ては夫からが通例であるけれども、問題のある夫ならば妻からの離婚が認められ、さらには追放処分まで行われたこと、妻と子には今まで通りの生活が保障されたことなどが読み取れます。離婚する権利は基本的に夫側にある時

代になっても、妻からの離婚の訴えも事情によっては認められていました。家父長制が浸透し男女の不平等が進行しつつあっても、道理は通ったのです。

再婚についても、かなり存在したことがわかっていきます。藤原定家の日記『明月記』には、大酒飲みの妻と離婚した話や、再婚するなら関東の武家の女がいいと希望する貴族の男性の話題など、京都の貴族社会における噂話が散見され、興味深いです。

### 3. 室町時代の離婚・再婚

さて、狂言成立期である室町時代の離婚はどうだったでしょうか。これは狂言の「箕被」<sup>みかすき</sup>がよい素材となりました。夫の連歌狂いに愛想を尽かした妻が離婚を決意し、夫からの「暇の印」<sup>いとまのしるし</sup>が必要ということで、農作業にかかすを、確かにこの女と離婚した証拠としてもらおうのですけれども、妻がその箕を頭上に被いた（かかけた）姿から、夫は「三日月」に掛けた発句を詠みかけ、妻はそれを受けて機転の利いた脇句を付けました。このやりとりで恋慕の情が再度沸いた夫により、離婚が撤回され

ることになりました。

この狂言からは、離婚に際しては夫からの離婚証明「暇の印」が必要であることがわかります。「暇の状」という場合もありますが、必ずしも文章・文書形式でなくともよく、「箕被」には「塵を結んでなりとも、夫の手より取るものじゃと申します、こなたの手より下されい」という台詞もあります。ゴミくずのようなものでもいいから、離婚には夫からの証拠の品が必要だったのです。この「暇の印」は、女性の再婚時に必要だったとされています。つまり、この時代に離婚・再婚をめぐるトラブルが多かったことの反映です。この物品による離婚証明は、戦国時代の離婚状（去状）<sup>さりじょう</sup>、江戸時代の有名な「三行半」<sup>みんぐらはん</sup>へと続いていきます。

### 4. 戦国時代の離婚・再婚

戦国時代になると、ヨーロッパからやってきた宣教師たちの残した史料があります。民衆レベルの離婚の話が、宣教師ルイス・フロイスの記録から確認できます。

・ルイス・フロイス、永禄八年（一五六五）二月二〇

日付書簡（中国・インドのイエズス会員宛）

妻は通常一人の外もたず、然れども仮令多数子女あるも甚だ軽微なる理由に依り之を去りて、他の妻を迎へ、婦人も亦夫を捨て、他に嫁す。但し婦人の方は多く実行せず。離縁は王より農夫に至るまでしばしば行はれ、少しも怪しまれず。

・ルイス・フロイス『ヨーロッパ文化と日本文化』  
（一五八五年）第二章

31…ヨーロッパでは、妻を離別することは、罪悪である上に、最大の不名誉である。

日本では意のままに幾人でも離別する。妻はそのことによつて、名誉も失わないし、また結婚も出来る。

32…汚れた天性に従つて、夫が妻を離別するのが普通である。日本では、しばしば妻が夫を離別する。

このようなルイス・フロイスの報告からは、戦国時代の日本において、離婚・再婚が頻繁であつたこと、夫からの離婚が多いけれども女性からの離婚も否定されていないこと、などが明らかです。離婚は決して女性の不利

益にならず、再婚も特に問題なかつた時代です。「バツイチ」などとかかわれる現在より、よほど男女ともに生きやすい時代であつたのではないのでしょうか。

このあと、徳川の時代になつても、二代將軍秀忠の正妻「お江」は、現在で言うところの「バツ2」を経て、將軍家御台所となりました。織田信長の姪という武家社会における貴種であつたことは否めませんし、政治的策略ももちろんありましたが、既婚時に子を産んだことも実績になつたのではないのでしょうか。秀忠との間に七人もの男女を産み、徳川家の繁栄を築いたのがお江です。女性の処女性重視とは異なる価値観も、確かに存在していたと考えられます。

### 5. 離婚が存在しない狂言の世界

このような前近代の離婚の諸相を見ていくと、逆に、狂言における離婚は、離婚の危機は描くものの、結果としてほぼ離婚に至らないことに気が付きます。歴史学的に明らかとなつた、離婚が日常的であつた中世の現実と、狂言世界とは乖離があるようです。それはなぜなの

でしょうか。

専門外の私の立場で結論めいたことは言えませんが、これはやはり狂言という芸能の本来的な趣旨に基づくものではないでしょうか。狂言の源流は、古代の散楽・猿楽といわれています。祝賀性・ハレの芸能・笑いの追求をするのが狂言です。

そのように考えると、中世で頻繁に発生した離婚という事態が、ありふれていたとはいえず決して愉快なできごとではなかったことが、逆説的に考えられます。頻繁にあったからといって、よしとされるものではなかった。婿入儀式が幸せの象徴ゆえにもしろがられ、からかわれる狂言世界において、どれだけ日常にありふれていたとしても、離婚は悲しいから描かない。このような価値観が、室町時代の民衆に存在したことがうかがわれます。そしてまた、教訓、という視点も考えられます。室町時代は女訓書の先駆けである『乳母の草子』が流通し、女性に従順を求める思想が強まります。さらに江戸時代に入るとますます女訓書は流行し、女性に七去・三従などの男尊女卑思想を植え付けていきます。子無しは去

れ、女は三界に家無し、といったものです。家父長制家族の再生産にとって役に立たないと判断された女性は、離婚されるのが当たり前の時代になっていきます。

もし、人気芸能であった狂言に、離婚を推奨するような場面があったり、離婚して幸せになるような男女が描かれたりしたら、どうでしょうか。離婚していいのだ、どんどん離婚しようといった価値観が、広く流布されてしまいます。

狂言も、民衆生活のすべてを取りあげているわけではありません。狂言にふさわしい題材が選ばれているわけで、そこに本当に離婚してしまうという題材は選びがたかったのかもしれない。離婚の達成が題材として選ばれなかったことにも、芸能としての狂言においては、意味があるのでしよう。

### おわりに

日本語研究において、室町時代以降の言葉は、現代の日本人にも通じるところがかなりあり、ゆえに狂言は現代人にも受け入れられやすいという話をうかがったこと

があります。このことから考えるに、室町時代人の婚姻観も、現代を生きる我々と、そう遠くないような気がします。結婚はめでたい、出来ない人もいるのだから。嫁入婚も嫁入儀式も幸せで楽しいことだ。離婚はまあ、よくあることはいえちよつと悲しいなあ、人様にはおすすめでできない、というような。

歴史資料と狂言から見た中世の結婚・離婚とは、このような風景でした。この文章が、今後の狂言鑑賞に、何かしらのお力添えになることを願います。お読みくださってありがとうございます。

### 参考文献

- 高群逸枝『招婚婚の研究』（講談社、一九五三年）  
 多賀宗準「兼実とその周囲」（『玉葉索引』吉川弘文館、一九七四年）  
 田端泰子『日本中世の女性』（吉川弘文館、一九八七年）  
 高木 侃『三くだり半―江戸の離婚と女性たち』（平凡社、一九八七年）  
 服藤早苗『家成立史の研究―祖先祭祀・女・子ども』（校倉書房、一九九一年）

脇田晴子『日本中世女性史の研究』（東京大学出版会、一九九二年）

細川涼一「家族を構成しない女性」（『中世を考える 家族と女性』吉川弘文館、一九九二年）

関口裕子『日本古代婚姻史の研究』上・下（瑞書房、一九九三年）

高橋秀樹『日本中世の家と親族』（吉川弘文館、一九九六年）

安田徳子「智入」の狂言、特に《相合袴》について」（『聖徳学園岐阜教育大学国語国文学』一五号、一九九六年）

高橋昌明『中世史の理論と方法―日本封建社会・身分制・社会史』（校倉書房、一九九七年）

関口裕子・服藤早苗他『家族と結婚の歴史』（森話社、一九九八年）

保立道久『中世の女の一生』（洋泉社、一九九九年）

黒田弘子『女性からみた中世社会と法』（校倉書房、二〇〇二年）

高松百香「九条兼実の興福寺再建―中世摂関家と（鎌足）」（『人民の歴史学』一六二号、二〇〇四年）

服藤早苗「三日夜餅儀の成立と変容―平安王朝貴族の婚姻儀礼」（『女と子どもの王朝史―後宮・儀礼・縁』森話社、二〇〇七年）

星倭文子「鎌倉時代の婚姻と離婚―『明月記』嘉禄年間の記述を中心に」（『同前』）

磯貝富士男『日本中世奴隷制論』（校倉書房、二〇〇七年）

菅原正子『日本人の生活文化』（吉川弘文館、二〇〇八年）

菅原正子「中世後期の婚姻形態と居住」（『総合女性史研究』

二六号、二〇〇九年）

高松百香「婿取婚から嫁取婚へ」（『総合女性史研究会編』時

代を生きた女たち―新・日本女性通史』朝日新聞出版、

二〇一〇年）

服藤早苗監修『歴史のなかの家族と結婚』（森話社、二〇一一年）

### 参考史料

【史料①】『玉葉』建久二年（一一九二）六月二日条

己卯、天晴、已刻許参内、主上聊有御風氣、一作日、奉見置退出、依不審今日所参也、全別事不御云々、悦思不<sub>レ</sub>少、此日以使者大将迎婦之儀、猶不可然、随又無其家、力不及之由、示遣能保卿之許了、返報云、去夜自関東此間事、偏可随殿下御定之由申送候、仍於今者、可奉迎大将也、進娘之儀不可候云々（日来、頼朝卿可進娘、不可奉迎之由依令申、力不及之由、彼卿再三示之、然而、近例皆不快、加之、当时事体頗懦弱、仍広元下向之次、示遣子細於頼朝卿之許、仍聞披子細、諷諫能保敷、最神妙也）、而其家猶不作、此直廬（能保、関院西町構小直廬、称其所也、）甚些少、此外無其所如何云々、余示云、一条家（能保本住所也、而去年其妻有事、然而一関已過了、

更不可忌之由所存也、）何事有哉、又陣中家不可有雖者、雖些少不可顧敷、陣中之条、猶不<sub>レ</sub>打<sub>レ</sub>任事敷、仍一条家可宜之由仰之、深更退出、（以下略）

【史料②】『玉葉』嘉禎三年（一二三七）正月十四日条

十四日、朝問陰、入夜明月、此日左府被迎第二娘（此四五年類以有被催召、必雖不可然、不能固辞、只奉任氏大明神冥鑿、子細不違具記）、其儀最密々々了也、又平治例如入内不足為例、承万、承安、建仁不快、仍今度無迎車、只自是<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>迎<sub>（送方）</sub>遣之由、前関白有命、仍廻輕儀所致沙汰也、奉行家司藏人左佐高嗣、豫謁親経卿申定其儀、自彼殿造送次第、予見了返給、殿方又移付、女房方事頗乖愚案、粗仰子細了、申尅許有長朝臣、高嗣参近衛、見廻女房可受取之由、兼日雖有命、昨見廻之後飯来、戌剋出立、女房等遲参、漸臨子剋、漸令寄出車、資季、親季等朝臣寄之、仲家刷袖車三両、女房四人乘之、子剋寄車於寝殿南階、大宮中納言立几帳屏風、前駈取松明候前庭、衛府長兼友候砌下、乘御之後子密々乘車、於一条室町見物、路頭行列、（以下略）

【史料③】『葉黄記』嘉禎三年（一二三七）正月十四日条

丙寅、（陰陽不将日）朝問白雪間降、午後青天快晴、今夜左丞相（春秋廿八）可令通撰政殿御息女（御年廿七、故藻壁門院御同胞、第二御娘也）給也、代々婚嫁之例多



者為執婚之礼、或者為新迎之儀、平治・建仁等皆皆進御迎車、彼例等不宜、仍有詮議、自此可有御渡也、此間事藏人左衛門權佐高嗣(殿年預家司也)兼奉仰所申沙汰也、每事最密儀也、仍又有新儀等、只任時宜有其沙汰、預相尋子細於參議親俊卿(左府御方執權人也)、兩方所存知也、午刻許高嗣先參殿下、催沙汰雜事、次參左府、藤宰相參會、依後引導檢知女房御方、前土佐守有長朝臣(東帶、女房御乳夫也)同心參仕、兼可請取此御所之由雖有其沙汰、不可必然、仍只見廻之、御所御裝束無殊事、然而大概記之、御亭近衛以北室町以東也、日來前関白殿御同宿なり、依此事自旧年移渡武者小路猪熊亭給、此御所未被立寢殿、室町面南有板棟門、北有土門、而今棟門被葺檜皮、以土門被改了、檜皮葺唐門、又日來無中門、只廊許也、而今差加廊、被立中門(無別棟、只廊而已、東方(當中門也)有子午屋、日來為左府御方云々、(以下略)

【史料④】『沙石集』第七十一「嫉妬ノ心無キ人ノ事」

遠江国ニ或人ノ妻、サラレテ既ニ馬ニ乗テ打出ケルヲ、「人ノ妻ノサラルル時ハ、家中ノ物心ニ任テ取ル習ナレバ、何物モ取給ヘト、申ケル時、「殿ホドノ大事ノ人ヲ打捨テユク程ノ身ノ、何物カホシカルベキ」トテ、打咲テ、ニクイゲナク云ケル気色、マメヤカニマメヤカニ糸惜ク覺ヘテ、ヤガテ留テ死ノ別ニ成ニケリ。人ニ惡レ思ハルルモ、先世ノ事ト云ナガラ、只心ガラニ依ル可シ。(以下略)

【史料⑤】『沙石集』第七十一「無情ノ俗ノ事」

奥州ニ百姓アリケリ。慳貪ニシテ、妻子ノ為ニモ情ケナカリケレバ、妻タビタビ逃ケケルヲ、捕ヘテ置キケリ。アル時、五六歳ナル子ヲ抱テ、地頭ノ許ニユキテ申ケルハ、「夫ニテ候モノ、アマリニ情ナク慳貪ニ候故ニ、タヘ忍ビテ相副フベキ心地モ候ハズ。御下知ヲ蒙リテ、放シ候ハバ然ルベク候ナン」ト申ス。地頭云ク、「夫コソ妻ヲサル事アレ。妻トシテ夫ヲサル事、イカナル子細ゾ」ト尋ルル。「アマリニ情無ク候事、サノミハ申シ難ク候。一事ヲ申サバ、余事ハ御邊迹アルベク候。此程山河ニマカリテ、大ナル鮎ヲ三十斗トリテ返テ、少々ハ煮テ食候。残ハ鮎ニシテヲキ候。此子只一人候ガ、「父ヨ魚クワウ」ト申テ、取り付テ泣候ヲ、「ヤレ未ダ煮ヌゾ」トテ、心ミ心ミ只独リ食テ、此子ニタビ候ワズ。マシテワラハニハ、思ヒタニヨラズ候キナリ。サリトモ鮎ハタビ候ナント思シニ、「イマダナラヌゾナラヌゾ」ト申テ、一モタビ候ハズ。是ヲ以テ萬ヅ御心エ候ベシ」ト申ス。夫ヲ召テ引合スルニ、「妻ガ申状違ズ」ト申ケレバ、不当ノ者ナリトテ、境ヲ追越ヌ。妻丸ハイミジク今マデモ相ツレタリ、情アリトテ、女公事斗リシテ、男公事ハユリニケリ。(以下略)

## 注

- (1) 髻取りや夫婦仲を中心に描いた、主に髻や夫をシテ(主人公)とするもの。世間知らずの髻が妻の実家へ挨拶に行つて起す失敗談や男まさりの妻と頼りない夫との人情劇を描いた内容で、「二人袴」「船渡髻」「釣針」「八幡前」「右近左近(おこさこ)」「千切木」「水掛髻」「鈍太郎」「鎌腹」などがある。なお、ムコは「婿」「髻」と漢字で表現され、狂言では「髻」が採用されることが多い。本稿では、基本的には「髻」を用いることとするが、史料引用などによつては「婿」を使うこともある。
- (2) 熊本県出身。一八九四～一九六四。小学校代用教員・新聞記者を経て、女性開放運動のかたわら、『母系制の研究―大日本女性史1―』(恒星社厚生閣、一九三八年)、『招婿婚の研究』(講談社、一九五三年)などを発表。日本の女性史学の基を築いた。著作の多くは『高群逸枝全集』全十卷(橋本憲三編、理論社、一九六六・六七年)にまとめられている。
- (3) 一对一の男女関係が一定期間続くが、永続的ではない婚姻関係。
- (4) 髻候補の道長に対し、源倫子の父雅信は若さと官位の低さから拒否反応を示したが、母の藤原穆子が将来性を見込んで選んだと『栄花物語』卷三は記す。
- (5) 寛元二年(一二四四)四月日「僧源尊重申文案」(『鎌倉

遺文』六三一七文書)。

- (6) 正応四年(一二九一)九月十四日「長国高起請文」(『鎌倉遺文』一七六八三文書)。